

煙突設置の確認

■はじめに

煙突は排気ガスを屋外に安全に排出するとともに、燃焼を正常・安定に行うために極めて重要なものです。誤った取付は製品の性能が十分に発揮できないだけでなく、燃焼不良や火災発生など思わぬ事故の原因になります。煙突の取付の際は、各地の火災予防条例に従い正しく設置してください。

■適合する煙突の径

直径はΦ106mm(3寸5分)です。
使用する煙突は JIS(S2080)規格適合品及び日本燃焼機器検査協会認証品を使用してください。

■煙突の横引きと立ち上がり

- このストーブは、自然通気(煙突で発生する自然なドラフト)で燃焼します。
- 横引きと曲がりを通気の抵抗になりますので、横引は短く、曲がりは少ない取付をしてください。
- ストーブからの立ち上がりは最低1本(90cm)以上確保してください。
- このストーブの最低煙突高さは、垂直2本(約1.8m)です。
横引き1本ごとに垂直高さ半本分を追加してください。
曲がり1箇所ごとに垂直高さ半本分を追加してください。
このストーブの横引き最大長さは4本までです。
次項の屋根に関する条件を満たしてください。

■煙突トップの位置

- 屋外煙突トップから1m以内に建物の軒がある場所は、その軒から60cm以上高くしてください。
- 建物の開口部(窓など)から煙突トップまでの水平距離は、1m以上離してください。
- 建物の風圧帯から60cm以上離してください。(風圧帯に煙突トップがあると、強い風が吹き付けたとき、室内より煙突トップ周辺が高圧になり、煙突からストーブ内に風の吹き込む逆風現象が起こります。)
- 煙突トップは、逆風や雨水が入らないようにしてください。

■逆風に対する注意

逆風を受けると機器の燃焼に悪影響(屋内への燃焼ガス充満)があるので、逆風が起こらないよう注意して下さい。密閉度の高い部屋で換気扇を使用する場合は、必ず吸気口を設けてください。

■家屋貫通部の注意

煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は、必ずめがね石をはめてください。
小屋裏・天井裏・床下などへの煙突設置は危険です、行わないでください。

■煙突の固定

煙突は風や地震等の振動で倒れないように、ささえ金具などで固定してください。

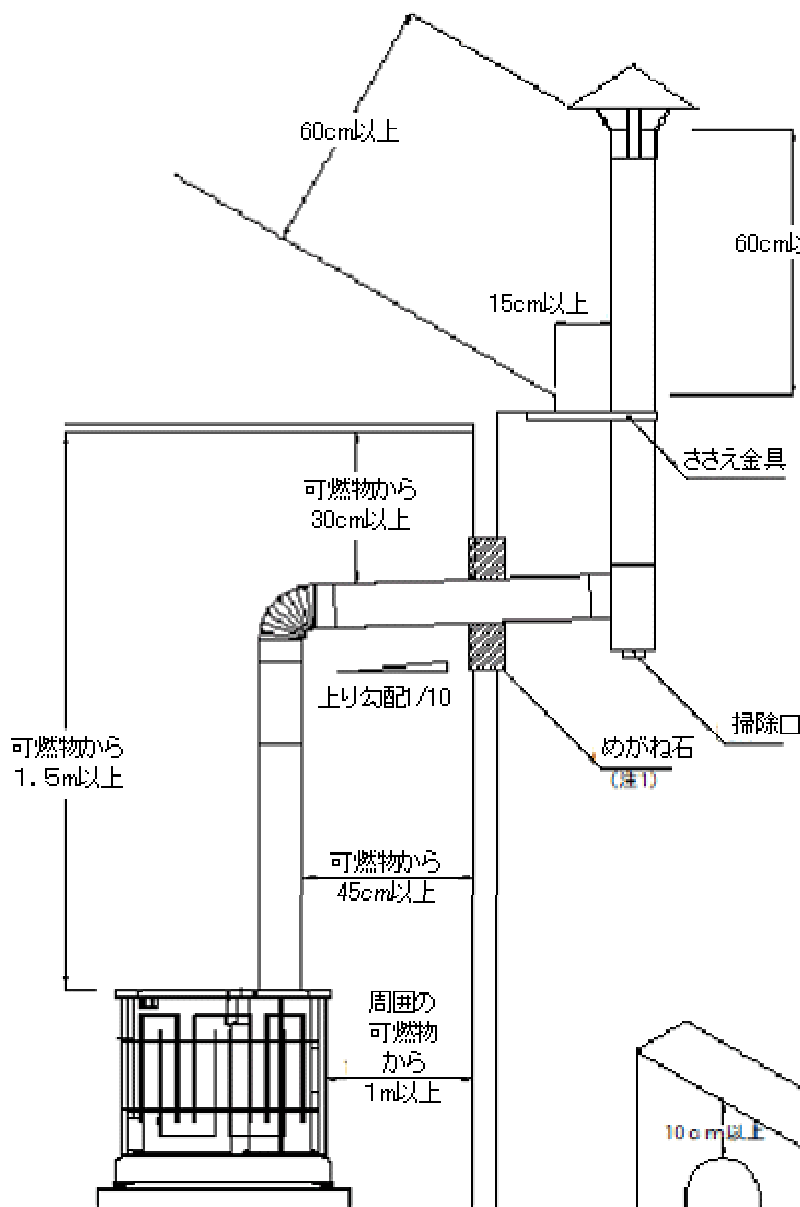
■条例に関する事項

煙突の取付、めがね石の寸法、可燃物からの保安距離には、各地の火災予防条例に必ず従ってください。

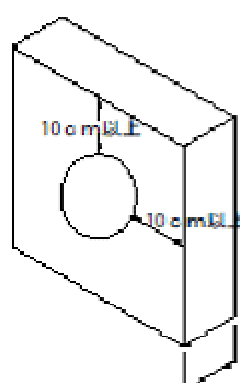
■煙突の点検

煙突の取付が終わったら、もう一度点検してください。不完全な設置は危険です、必ず正しく取り付けてください。

煙突の取付図(標準例)



- ※ 煙突トップから1m以内に建物がある場合には、その軒から60cm以上高く煙突を設置してください。
- ※ 煙突トップから1m以内に建物の開口部(窓など)がない位置に設置してください。
- ※ 寒冷積雪地では屋根雪の荷重が煙突にかからない場所に設置してください。
- ※ 屋外立て煙突の高さが3本以上の場合は下部に荷重受けを設置。4本以上の場合は梯子状の枠を設け、煙突を確実に設置してください。



(注1)めがね石の寸法は地区により異なることがありますので、各地の火災予防条例を参照してください。

貫通する壁より厚いこと